

出展申込書 (契約書)

申込締切日：2024年3月31日(日)

会期：2024年6月29日(土)・30日(日)

会場：大さん橋ホール
(横浜港 大さん橋 国際客船ターミナル)

送付先 YOKOHAMA MUSIC STYLE 運営事務局 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 81 E-mail: yokohamamusicstyle2022@gmail.com

出展社基本情報

※当社(私)は別紙記載の出展規定を遵守することを約束し、下記の通り出展申し込みをいたします。

出展名	フリガナ		
法人名 【請求書の宛名】 ※個人の方は個人名 または屋号	フリガナ		
所在地	〒		
	TEL		FAX
	URL		
担当者名	フリガナ		
	E-mail		

出展ブースとブース数

ブース名	ブースサイズ	早期割引(税込)①	申込数②	通常料金(税込)①	申込数②	料金(早期 or 通常)①×②
Lブース	W3.0m×D3.0m	¥88,000	×()ブース	¥110,000	×()ブース	= ¥
Mブース	W2.0m×D2.0m	¥66,000	×()ブース	¥88,000	×()ブース	= ¥
Sブース	W1.5m×D1.2m	¥22,000	×()ブース	¥33,000	×()ブース	= ¥
2tを超える搬入出車両		あり・なし		合計(税込)		= ¥

※早期出展申込割引の適用は、2024年2月29日(木)までのお申し込みとさせていただきます。

※各ブースは共に最大4ブースまでお申込できます。なお、異なるサイズのブースをお申込の場合は、配置の関係上、並べて展開できませんのでご了承下さい。

※スペース渡しとなりますため、ブースの装飾は各出展社で行っていただきます。

※1ブースにつき、長机(W1,500mm×D600mm×H700mm)×1台、椅子×2脚が付属します。

※レンタル備品をご利用の場合は、別途請求させていただきます。

●出展料のお支払い方法

出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、下記口座までお振り込み下さい。また、振込手数料は貴社にてご負担下さい。

■支払期限 早期出展申込 2024年3月29日(金) 請求書送付3月上旬
通常出展申込 2024年4月30日(火) 請求書送付4月上旬●振込銀行口座 PayPay 銀行 ビジネス営業部
(普)1170603 株式会社音響商会本社

●出展契約後のキャンセル

契約後、出展をキャンセルする場合は事務局までご連絡の上、書面にて出展取消を申し出て下さい。下記の要領でキャンセル料が発生します。

【キャンセル料】

・4月1日～4月30日(消印有効)まで → ブース料の25%
→ ブース料全額・5月1日以降
なお、払戻金から振込手数料を差し引かせていただきます。また、払い戻しはイベント終了後に行います。

<注意事項>

①出展申込書を提出するにあたり、必ずコピーを取って貴社の控えとして保管して下さい。

②出展申込書に記載された内容に変更が生じた場合は、必ず文書で速やかにご連絡下さい。

<個人情報のお取り扱いについて>

申込書にご記入いただきました個人情報等は、本催しの出展に関する諸手続および各種案内のために利用させていただきます。

事務局記入欄	受付No.	受付日	金額	お支払日	お支払額	備考
--------	-------	-----	----	------	------	----

出展規定

(1) 出展物

- ①出展物は、当展示会の開催目的の趣旨に添った品目とします。
- ②事務局は、展示会の正常な運営に支障を生ずる恐れがあると認められるものについては、その出展、装飾に関して制限または禁止することがあります。
- ③次に該当するものは、出展を禁止します。
引火性・爆発性・または放射性危険物、劇毒物、麻薬、工場所有権を侵害する商品、裸火（ただし消防署の許可を受けたものは除く）
- ④外国貨物の展示について
外国貨物を展示する場合、つとめて通関手続きをとり、国内貨物にした後、出品するようにして下さい。特に会場内で消耗または加工する物品は、国内貨物でなければなりません。

(2) 出展物の保護

- ①出展物の保護については、出展社各自が行って下さい。また天災、その他不可抗力の原因により発生した事故（盗難、紛失、火災、損傷等）については、事務局はその損害の責任を負いません。
- ②出展社は出展物の輸送および展示期間中の保護については、必要に応じて保険をかけるなどの適当な対策をとって下さい。

(3) 事故防止および責任

- ①出展社は、出展物の搬入出、展示、実演、撤去などを通じて事故発生の防止に努めて下さい。事務局はこれらの作業を通じ、必要と認められた場合、事故防止のための処置を命じ、その作業を制限または中止を求めることがあります。
- ②日本の法律に反する、または無許可の製品の展示・実演・販売・提供は禁止します。
- ③出展ブース内での事故または損傷が発生したときは、当該出展社の責任となり事務局は一切の責任を負いません。
- ④会場設備などを破損した場合、理由の如何に関わらず、当該出展社の責任となります。

(4) ブース内の出展関係者常駐

出展関係者は開催期間中、必ずそのブース内に常駐し、来場者の対応、出展物の保護にあたって下さい。

(5) 騒音および迷惑行為の防止

- ①出展社の自社ブースにおいて、デモ演奏や試奏、商品説明のためのスピーカー音量などが、事務局の判断により不適当と認められた場合、音量を絞っていただきます。
- ②出展社は自社ブース以外の場所で、実演や物品の配布、宣伝などを行わないで下さい。また、競合他社を誹謗・中傷するようなプレゼンを行わないで下さい。
※上記以外の場所でも他の出展ブースに迷惑となるような行為は行わないで下さい。

(6) 写真・ビデオ撮影および複写について

- ①当該出展者の許可なく、展示物の撮影、模写、測定、型取りなどをすることはできません。
- ②報道、または事務局の記録撮影については出展社のご協力をお願いいたします。

(7) 清掃について

- ①空容器、梱包資材、残材などは、会場内のストックスペースおよび各出展ブースに保管するか、お持ち帰り下さい。
- ②定められた期間を超えて出品物、装飾資材などを会場内に残した場合、事務局は任意にこれを処分します。また、その処分に要した費用は出展社の負担とさせていただきます。

(8) 諸経費の負担

出展物の輸送、搬入・搬出、展示、実演、撤去その他出展社の行為に属する費用は、すべて出展社の負担となります。

(9) 搬入と搬出

- ①搬入・搬出の期間は下記によるものとします。
 - ・搬入期間
2024年6月28日(金) 14:00~21:00 (予定)
 - ・搬出期間
2024年6月30日(日) 18:00~21:00 (予定)
※時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了して下さい。
- ②ブース内の設備は、主催者によって指定された時間までに整備し、展示を完了して下さい。

(10) 禁止事項

出展社の次の行為を禁止します。

- ①相手が他の出展社あるいは第三者であることを問わず、出展ブースの一部あるいは全部を転賃、売買、譲渡、交換すること。
- ②本展示会場以外の場所で主要な製品の展示や、セミナーなどを行い、本展の来場者を当該別会場へ誘導することを目的とする出展。
- ③指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。但し、主催者が事前に承認した場合はこの限りではない。
- ④重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入すること。
- ⑤来場者および他の出展社に迷惑となる行為（騒音・臭いなど）をすること。
- ⑥出展ブースを含む展示場建物に損害を及ぼすような行為をすること。
- ⑦出展ブース内に宿泊すること。
- ⑧その他本出展規定において禁止された事項。

(11) 補償

- ①出展社は、各自の責任において展示会出展に伴う全てのリスクの負担責任を担い、発生しうる全ての問題に対し、自らの責任において対処しなければなりません。
- ②出展社およびその代理者が他社のブース、主催者の設備、展示会場の設備、または来場者を含む全ての人身等、第三者に損害および危害を与えた場合は、その補償は全て出展社の責任となり、主催者は一切の責任を負いません。

(12) 保険

- ①主催者は、展示会場の内外を問わず、展示品の障害、消失、盗難などに関する責任を負いません。
- ②出展社は、会場への物品搬入開始から撤去終了までの期間、必要と思われるものについて、自社の責任において損害保険に加入して下さい。主催者は出展社の所有物に関しては保険に加入していません。
- ③出展社は、展示会の開催に先立ち、出展に際し第三者に与える可能性のある全ての危害・損害に対し、各必要に応じて保険をかけるなどの適当な対策をとって下さい。主催者ではこの保険の費用を負担しません。

(13) その他

- ①主催者は出展申込状況等により展示会場や展示スペースが適当でないとして判断した場合、展示スペースを変更することがあります。
- ②天災地変等のやむを得ない理由で展示会が開催できないときは、主催者は既に受けている出展申込を取り消すことができます。この場合、既に払い込まれた出展料については、必要経費を差し引いた上で、出展社に返却いたします。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、展示会が延期または中止した場合は、既に払い込まれた出展料を全額返金いたします。
- ④主催者と出展社、来場者、関係者との間で解決できない事項が発生したときは、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。
- ⑤主催者は展示会の円滑な管理をするために本規定以外にも補足的な規定を制定することがあります。